（別紙 １）

『開発許可等を要しないもの』

|  |  |
| --- | --- |
| 記号 | 内　　　　容 |
| ① | 法施行日（注１）前に造成した敷地における建築物の建築　　　　造成年月　　　　　　　年　　　　月 |
| ② | 都市計画区域に編入される前に造成した敷地における建築物の建築　　　　造成年月　　　　　　　年　　　　月 |
| ③ | 開発許可が必要のない規模（注２）で造成した敷地における建築物の建築　　　　造成経緯書を添付のこと |
| ④ | 都市計画事業で造成した土地における建築 |
| ⑤ | 土地区画整理事業の事業区域内における建築 |
| ⑥ | 市街地再開発事業の事業区域内における建築 |
| ⑦ | 公有水面埋立法による埋立地における建築 |
| ⑧ | 農林漁業を営む者の居住用又は業務用（納屋、畜舎等）の建築物の建築 |
| ⑨ | 政令で定める公益上必要な建築物(駅舎、図書館、公民館、変電所等)の建築 |
| ⑩ | 仮設建築物の新築 |
| ⑪ | 非常災害の応急措置として行う建築 |

　（注意）①～⑦の土地であっても、新たに土地の区画形質の変更を行う場合は、開発許可が必要です。ただし、規制対象規模未満であるものは除きます。

　注１　法施行日とは、下表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対　　　　　　　象 | 法　施　行　日 |
| 線引都市計画区域　※ | 昭和４６年１０月２０日 |
| 非線引都市計画区域　※ | 昭和５０年　４月　１日 |
| 都市計画区域外　※ | 平成１３年　５月１８日 |
| 社会福祉施設、医療施設等の公益施設の用に供する目的で宅地化された土地 | 平成１９年１１月３０日 |
| 国、県、住宅供給公社等が宅地化した土地 | 平成１９年１１月３０日 |

※　平成１６年５月１６日以前における区域による。

注２　開発許可が必要のない規模は下表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| H16.5.16以前 | H16.5.17以後 |
| 区　　　域 | 規　模 | 区　　　域 | 規　模 |
| 市街化区域 | 1,000㎡未満 | 高松広域、中讃広域、坂出の都市計画区域 | 1,000㎡未満 |
| 市街化調整区域 | － |
| 非線引都市計画区域 | 3,000㎡未満 | 上記以外の都市計画区域 | 3,000㎡未満 |
| 都市計画区域外 | 10,000㎡未満 | 都市計画区域外 | 10,000㎡未満 |

【該当する場合の添付書類】

１　①～③の場合

　　建物登記簿謄本(登記事項証明書)、都市計画図（航測図）の写し、他法令の許可による造成完了証明書等の法施行前等に宅地化されていたことを証する図書

社会福祉施設、医療施設等の公益施設の用に供する目的で法施行前に宅地化された土地については、そのことを証する図書（免許、許可等が必要なものについてはその写しを添付すること。）

国、県、住宅供給公社等が法施行前に宅地化した土地については、そのことを証する図書（分譲パンフレット等）

２　④～⑦場合

　　都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業又は公有水面埋立法により宅地化された土地であることを証する図書

３　⑧の場合

　　「農林漁業を営む者」であることの証明書（別紙２）

４　⑨の場合

　　都市計画法施行令第２１条に定める公益施設であることを証する図書

５　⑩、⑪の場合

　　事業計画書、その他必要と認められる図書

（注）　申請の土地において、過去に建築基準法に基づく建築確認を受けている場合には、確認済証の写し等をできるだけ添付して下さい。

（別紙 ２）

農林漁業を営む者の証明書

（農林漁業者用）

|  |  |
| --- | --- |
| １提出年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ２建築確認申請者住所及び氏名 | 住所：氏名： |
| ３建築物の建築の　区分 | ア 新 築　　イ 改築　　ウ 増築　　エ 用途変更 |
| ４建築物の用途　　（概要） |  |
| ５敷地となる土地 | 所　在 | 地　番 | 地目 | 面積（㎡） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |
| ６農林漁業の状況 | 農林漁業 | 田 | ㎡ | 漁　船 | 　　　　隻　　　　ｔ |
| 畑 | ㎡ | その他(漁業収益等) | 収益　　　　　　　円(証明書を添付すること) |
| 山　林 | ㎡ | 備考 |
| 耕　作　者　等　の　氏　名 | 証　　明　　欄 |
| 世帯員 | 氏　　　名 | 年令 | 職業 | 農業委員会証明 　　　年 　月 　日 |
| 世帯主 |  |  |  | 農業委員会会長　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | 調査確認者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

(注)　４欄の建築物の用途が「農林漁業を営む者の居住用建築物（農家住宅等）又は業務用建築物（納屋、畜舎等）」である場合は、市町農業委員会、漁業協同組合等の証明（６欄）を受けること。

　　 なお、次のいずれかに該当する者は、「農業を営む者」として取扱われます。

　　①　１０アール（約１反歩）以上の農地について耕作の業務を営む者。

　　②　自ら生産する農産物の販売により年１５万円以上の収入がある者。